東京農工大学受託研究員等受入規程の一部改正

現行	改正	改正理由
(趣旨) 第1条　この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第3号に基づき、東京農工大学(以下「本学」という。)の受託研究員等の受入れに関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)　「受託研究員等」とは、公的機関又は民間機関(以下「委託機関」という。)からの委託に基づき、本学で研究の指導を受けるため、一定期間本学に派遣される技術者、研究者又は教育従事者(以下「技術者等」という。)で、別表に掲げる各種受託研究員及び各種研修員をいう。 (2)　「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条第1項及び第11条第1項に定める組織及び施設をいう。 (資格) 第3条　受託研究員等として受け入れることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。 (1)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条で定める大学院に入学することのできる者又は本学でこれらに準ずる学力があると認めた技術者等 (2)　その他本学において受入れる資格を有すると認められる者 (申込み) 第4条　委託機関の長等は、別紙様式による申込書に本人の承諾書、履歴書及び健康診断書を添えて、研究を開始する日の原則として30日前までに学長に申込みをしなければならない。 (審査会) 第5条　学長は、受託研究員等の受入の審査のために、農学研究院及び工学研究院に外部資金等受入審査会(以下「審査会」という。)を置くものとする。 (新設) 2　審査会について必要な事項は、別に定める。	(趣旨) 第1条　この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第3号に基づき、東京農工大学(以下「本学」という。)の受託研究員等の受入れに関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条　この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1)　「受託研究員等」とは、公的機関又は民間機関(以下「委託機関」という。)からの委託に基づき、本学で研究の指導を受けるため、一定期間本学に派遣される技術者、研究者又は教育従事者(以下「技術者等」という。)で、別表に掲げる各種受託研究員及び各種研修員をいう。 (2)　「組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条第1項及び第11条第1項に定める組織及び施設をいう。 (資格) 第3条　受託研究員等として受け入れることのできる者は、次の各号に掲げる者とする。 (1)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第102条で定める大学院に入学することのできる者又は本学でこれらに準ずる学力があると認めた技術者等 (2)　その他本学において受入れる資格を有すると認められる者 (申込み) 第4条　委託機関の長等は、別紙様式による申込書に本人の承諾書、履歴書及び健康診断書を添えて、研究を開始する日の原則として30日前までに学長に申込みをしなければならない。 (受入れの審査) 第5条　学長は、受託研究員等の受入れの審査のための外部資金等受入審査会(以下「審査会」という。)を置くものとする。 2　審査会は、審査の結果を学長へ報告する。 3　この規程に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、別に定める。	他の外部資金の取扱規程と文言を統一するため申し込

(受入れの決定) 第6条　学長は、受託研究員等の申込みを受けた場合は、前条に規定する審査会の審査を経て、受入れを決定するものとする。 2　学長は、受入決定を行った受託研究員等について、適宜取りまとめのうえ教育研究評議会に報告するものとする。 (研究期間) 第7条　受託研究員等の研究期間は、1年以内とし、前条の許可があつた日の属する事業年度内に研究を終了するものとする。ただし、学長が研究を継続する必要があると認めたときは、研究期間を更新することができる。 2　前項ただし書により研究期間を更新する場合は、第4条及び第5条の規定を準用する。この場合において、第4条中「本人の承諾書、履歴書及び健康診断書」とあるのは、「理由書並びに本人の承諾書、履歴書及び健康診断書」と読み替えるものとする。 (研究方法) 第8条　受託研究員等は、指導を担当する教員の指導のもとに大学院で行う程度の研究を行うものとする。 (研究料) 第9条　委託機関の長等は、受託研究員等の受入れの許可のあったときは、別に定める研究料を直ちに納付しなければならない。 2　研究料を納付しないときは、許可を取り消すことができる。 3　既納の研究料は、原則として返付しない。 4　受託研究員等の研究料に係る管理費の扱いについては、別に定める。 (証明書の交付) 第10条　受託研究員等がその研究事項について証明を願い出たときは、学長は、必要な証明書を交付することができる。 (研究の中止) 第11条　受託研究員等が研究を中止しようとするときは、あらかじめ当該組織等の長を経て学長に届け出なければならない。 (規則等の遵守) 第12条　受託研究員等は、この規程に定めるもののほか、本学の規則等を守らなければならない。 (成果の報告) 第13条　受託研究員等は、研究期間が終了したときは、研究の成果を当該組織	(受入れの決定) 第6条　学長は、前条第2項の審査結果を踏まえ、受入れを決定するものとする。 (削る) (研究期間) 第7条　受託研究員等の研究期間は、1年以内とし、前条の許可があつた日の属する事業年度内に研究を終了するものとする。ただし、学長が研究を継続する必要があると認めたときは、研究期間を更新することができる。 2　前項ただし書により研究期間を更新する場合は、第4条及び第5条の規定を準用する。この場合において、第4条中「本人の承諾書、履歴書及び健康診断書」とあるのは、「理由書並びに本人の承諾書、履歴書及び健康診断書」と読み替えるものとする。 (研究方法) 第8条　受託研究員等は、指導を担当する教員の指導のもとに大学院で行う程度の研究を行うものとする。 (研究料) 第9条　委託機関の長等は、受託研究員等の受入れの許可のあったときは、別に定める研究料を直ちに納付しなければならない。 2　研究料を納付しないときは、許可を取り消すことができる。 3　既納の研究料は、原則として返付しない。 4　受託研究員等の研究料に係る管理費の扱いについては、別に定める。 (証明書の交付) 第10条　受託研究員等がその研究事項について証明を願い出たときは、学長は、必要な証明書を交付することができる。 (研究の中止) 第11条　受託研究員等が研究を中止しようとするときは、あらかじめ当該組織等の長を経て学長に届け出なければならない。 (規則等の遵守) 第12条　受託研究員等は、この規程に定めるもののほか、本学の規則等を守らなければならない。 (成果の報告) 第13条　受託研究員等は、研究期間が終了したときは、研究の成果を当該組織	み方法、学長への報告などを明記

等の長を経て学長に報告するものとする。 (知的財産の取扱い) 第14条　受託研究員等における知的財産の取扱いは、国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程及び国立大学法人東京農工大学職務発明規程によるものとする。 (新設) (事務) 第15条　受託研究員等の受入れに係る事務は、研究支援課において処理する。 (雑則) 第16条　この規程に定めるもののほか、受託研究員等を実施するために必要な事項は、別に定める。 別表(第2条第1号関係)　(略) (別紙様式) 受託研究員(〇〇研修員)申込書 [別紙参照]	等の長を経て学長に報告するものとする。 (知的財産の取扱い) 第14条　受託研究員等における知的財産の取扱いは、国立大学法人東京農工大学知的財産管理規程及び国立大学法人東京農工大学職務発明規程によるものとする。 (安全保障輸出管理制度の遵守) 第15条　受託研究員等の受入れに際しては、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、同法に基づく政令、省令及び通達等並びに国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程その他学内規程等を遵守するものとする。 2　研究担当者又は事務担当者は、必要に応じて、国立大学法人東京農工大学安全保障輸出管理規程第11条の取引の事前申請を行わなければならない。 3　前項の事前申請の結果、安全保障輸出管理上の懸念があると判定された場合は、安全保障管理室の指示に基づき、必要な措置を講じるものとする。 (事務) 第16条　受託研究員等の受入れに係る事務は、研究・財務戦略部研究支援課において処理する。 (雑則) 第17条　この規程に定めるもののほか、受託研究員等を実施するために必要な事項は、別に定める。 別表(第2条第1号関係)　(略) (別紙様式) 受託研究員(〇〇研修員)申込書 [別紙参照]	安全保障輸出管理規程に規定された手続を記載 事務組織の改組のため 国及び本学における各種手続においての書面主義、押印原則、対面主義の見直し及び事務組織の見直しに伴う所要の改正

附　則(令和3年4月21日教規程第29号)

この規程は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

（現行）

（別紙様式）

平成　　年　　月　　日

東京農工大学長　殿

所在地
委託機関名
委託機関の長名　　印

受託研究員（〇〇研修員）申込書

受託研究員（〇〇研修員）として下記のとおり委託したいので、受け入れをご許可願います。

記

1　受託研究員氏名・生年月日・性別
2　所属部課名
3　現職名
4　研究（研修）題目
5　研究（研修）期間
6　指導を受けようとする教員の氏名・職名・所属部局名
7　その他

（改正案）

（別紙様式）

令和　　年　　月　　日

東京農工大学長　殿

所在地
委託機関名
委託機関の長名

受託研究員（〇〇研修員）申込書

受託研究員（〇〇研修員）として下記のとおり委託したいので、受け入れをご許可願います。

記

1　受託研究員氏名・生年月日・性別
2　所属部課名
3　現職名
4　研究（研修）題目
5　研究（研修）期間
6　指導を受けようとする教員の氏名・職名・所属部局名
7　その他